

2018年9月定例県議会 総括質問

2018年10月2日

日本共産党 宮本しづえ県議

日本共産党の宮本しづえです。総括質問を行います。

知事は今議会の冒頭の所信演説で、4年間の任期を振り返り成果と課題を述べられました。演説を聞いていて私が驚いたことは、避難者・被災県民の苦しみに全く触れなかったことです。

安倍政権のもとで進む被災者・被災県民切り捨てがそのまま県政に現れていると感じました。福島復興は被災者避難者の生活となる場合の再建なしにはありえません。

復興ビジョンで掲げたスローガンの実現もこの立場から推進しなければならないと考えます。この観点から以下質問いたします。

一、原発事故等被害の認識について

県の発表だけでも44,000人の避難者が故郷に戻れず、避難生活を継続、少なくとも帰還困難区域の23,000人は故郷に戻る展望を見出せずにいます。

この間の県内の災害関連死は2,246人となり災害関連自殺者は102人に及び東北の被災県では最多です。原発事故さえなければ元気に生きていたはずの方々が、命を失っていった悔しさと無念を、私たち政治はしっかりと受け止め後世に伝えていかなければなりません。

知事は東日本大震災と原発事故により被害を受けた被災者の思いをどのように認識しているのか伺います。

内堀雅雄知事

お答え致します。

地震・津波、原発事故による未曾有の複合災害により、多くの尊い命が失われ、家屋の倒壊や流失など甚大な被害がもたらされました。さらに大熊町や双葉町において全町避難が続いているなど、本県は現在も有事の状態にあります。今もなお故郷を離れ、応急仮設住宅で不自由で不安定な生活を余儀なくされている方々をはじめ、被災された県民の皆さんの様々な苦悩は言葉には表せないものであらうと感じております。

今後こうした県民のみなさんの様々な思いを受け止め、一人一人の事情を丁寧に伺い、国・市町村関係機関等と力を合わせ被災者の支援にしっかりと取り組んでまいります。

宮本県議

今のような知事の発言がなぜ議会の冒頭で避難県民に触れる発言をしなかったのか。事故に対する知事の認識がそこに現れていると思うんです。被害を終わりにしたい安倍政権に追随する姿勢があるからではありませんか。もう一度知事の認識を伺います。

内堀雅雄知事

被災者の支援につきましては、避難の長期化により個別化・複雑化している被災者一人一人の事情を丁寧に伺いながら、復興支援員による個別訪問や、生活再建支援拠点での相談対応などにより、様々な課題の解決に努め、国・市町村等関係機関と連携をしながら、被災者の皆さんが1日も早く生活再建を図ることができるよう支援を続けてまいります。

宮本県議

福島県から被害の実態をちゃんと発信しないということは、被害を県内に閉じ込め、原発事故は大したことはなかったと、小さく装うこととなって原発事故に全く反省のない安倍政権の原発推進政策を後押しすることにつながります。それは原発の再稼働には反対とする75%の県民世論にも背を向けることとなります。

そこで県は原子災害を被った福島の姿をありのままに伝えることの必要性をどのように認識し取り組んできたのか伺います。

総務部長

お答えいたします。

より多くの方々に複合災害を経験した本県への理解を深めていただくためには、未だ多くの県民が避難を続けていることや、廃炉汚染水対策、風評の影響など様々な課題を抱える本県の実情と、懸命な取り組みにより復興が着実に進展している姿の両面を丁寧に発信することが重要であると認識しております。引き続き、福島の現状が広く伝わるよう効果的な情報発信に取り組んで参ります。

二、応急仮設住宅無償提供の終了について

宮本県議

安倍政権の下で政権与党第七次提言の具体化が始まっております。事実上の避難者、被災者切り捨てが行われようとしています。2020年の東京オリンピックまでには基本的に避難者の姿を見えなくしようとするものではないでしょうか。

生活再建の見通しを付けられずにいる避難者に対して、早く次の生活拠点を決めろと迫り、無償提供の打ち切りがいかにも避難者の再建の後押しになるなどの口実をつけて、支援を打ち切ることは許されないことです。

応急仮設住宅の供与終了時期を示すことが被災者に寄り添うことになるのか、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答え致します。

応急仮設住宅は避難が長期化する中、不自由で不安定なあくまで一時的な住まいであることから、復興公営住宅の整備状況等を踏まえ終了時期を示すことにより、今後の生活再建の見通しを早い段階から立てていただき、その状況に応じて支援に取り組むことが重要と考え、関係市町村と協議の上、終了時期を示したものでございます。今後とも避難者一人一人の事情を丁寧に把握し生活再建に取り組んで参ります。

宮本県議

今、安定した住居の確保ということも終了時期を示す重要な理由だというふうにおっしゃっていますが、仮設住宅に入っている方で建設型の仮設に住んでいる人よりは借り上げ住宅に入っている方が多いわけですよね。その人にも出ろというわけですから、もうすでにそれは恒久住宅という中に住んでいるわけですし、これは理由として成り立たないと思うんですよね。

こういう人も出ろということについて、これでいいというふうに局長はお考えですか。

避難地域復興局長

お答えいたします。

委員お話のように仮設住宅の中にはいわゆる建設型と、それとは違ってですね、借り上げ型の両方がございます。決断につきましては、私が申すまでもなく、老朽化であったり孤独の問題だったり様々な課題がご指摘されているところでございます。また加えてですね、ご指摘の借り上げ住宅につきましても、例えば供用期間がですね、所有者の方の都合で限定されていたり、または借り上げ住宅につきましても、いわゆる面積等につきましては、上限がございますので、そういった狭さの問題でありますとか、そういった形で様々ないわゆる不自由な部分があるかというふうに考えておりますので、やはり仮設住宅の状況ということは変わりようがございませんので、全体としましては、やはり復興公営住宅等のしっかりとした住宅、そういった形で入っていただくのが重要ではないかというふうに考えているところでございます。

宮本県議

南相馬市、それから川俣町、飯舘村、川内村、葛尾村の避難者は来年の3月末で住宅提供が終了とされています。この地域の避難者の帰還率は1割台から高くても3割台に留まっているのが実態です。この状態で住宅提供を打ち切るとは避難者に大きな混乱を強いることになるのではないのでしょうか。

来年3月で応急仮設住宅の供与が終了となる市町村からの避難者に対する意向調査について、現在の進捗状況を伺います。

避難地域復興局長

本年8月末現在で対象となる1,264世帯のうち、約8割にわたる1,052世帯に対して電話や訪問により意向確認を実施しております。このうち来年4月以降の住まいの意向が概ね決まった世帯が465世帯で44.2%、再建先の希望はあるが具体的な行動には至っていない世帯が316世帯で30%となっております。その他意向が決まっていない世帯が271世帯で25.8%となっております。

宮本県議

今の報告のとおり、調査対象の半数の世帯が実はまだ決まっていないという状況なわけです。これには様々な事情があると思うんですね。学校だとか仕事だとか、世帯によってまちまちですが、個別の事情に寄り添うことが必要ではないかと思いますが、いかがですか。

避難地域復興局長

お答え致します。

委員ご指摘の通り、個別の事情、避難が長期化してる中で、避難者の方の個別の事情が複雑化して、相当細かくなってるところでございます。仕事の問題であったり健康の問題であったり、様々なものがあるかと思えます。経済的な部分もあるかと思えます。そういった観点から、まさしく私どもの意向確認の中で、それぞれの一人一人の状況に応じたものを電話なり訪問なり行った上で確認をして、それぞれの状況に応じた支援をおこなってまいるという形で考えてるところでございます。

宮本県議

生活再建の方向が決められないという方がいる限り、来年3月末の応急仮設住宅の打ち切りは見直して延長すべきと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答えいたします。

来年3月末の応急仮設住宅の供与終了につきましては、復興公営住宅などの生活環境の整備が進んだこと等から、飯館村など関係5町村の意向も踏まえ昨年8月に示したものでございます。その後の意向調査、戸別訪問等を通じて把握した避難者の状況に応じて、生活再建調整会議での基本方針を基本に住宅確保、移転サポート事業等により支援を進めており、一日も早い生活再建に繋がるようしっかりと取り組んで参ります。

失礼いたしました。一部訂正させていただきます。飯館村など関係5市町村の意向も踏まえてでございます。訂正させていただきます。

宮本県議

飯館村の帰還率はわずか15.9%に過ぎません。特定延長の仕組みもあります。その対象拡大を国に求めるべきだと思いますが、いかがですか。

避難地域復興局長

お答えいたします。

特定延長につきましては、応急仮設住宅が終了する被災者のうち、住宅の再建は決まっているものの、公共事業等の工期の関係、それから自宅の建築や修繕に時間を要し仮設住宅を退去できない場合、そういったものを対象としているものでございます。

先ほどの飯舘村等につきましても、特定延長の制度を適用するということにしておりますので、こういった要件に該当される方につきましては、適用方につきまして検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

宮本県議

この特定延長は極めて限定的だということですから、その拡大を求めていますので、要望しておきます。

三、県学力調査について

次に県の学力調査について伺います。

原発事故から5年間の集中復興期間は、被災県民、子供たちの健康を守ることが復興政策の中心に据えられていました。しかし復興創生期間に入るとその位置づけが変わって、復興推進委員会の委員からも、だんだん子供のキーワードが減ってきた、子育て世代は子供に何か健康被害が起きるのではないかと心配してる。子供達の心と体の健康に重点を置くということを是非盛り込んでほしいとの発言が出されたということです。

一般質問でわが党の神山議員は、来年4月からの県独自の学力調査の中止を求めたのに対して、教育長は児童生徒一人一人の学力や学習状況を把握分析し、課題に応じた教育指導を行っていく、改善指導を行っていく上で必要だと答えました。

教育において、一人一人の子供の状況に応じた指導を行うことを当然のことです。しかしそれは学力調査でなければならないということではなくて、日々の教育活動を通じて子どもたちに寄り添うことでこそ見えてくるものです。そのためにも少人数学級が重要です。

新たな県学力調査を新学期が始まったばかりの4月に実施することは、教員や児童生徒の負担になると思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

お答えいたします。

新たな福島県学力調査は、前年度までの学習内容の定着状況を早い段階で把握し、指導に活かせるよう、4月に実施することとしております。学力調査の実施にあたりましては、採点や分析を専門の業者に委託するなど、各学校の負担が最小限になるよう配慮して進めてまいります。

宮本県議

大震災と原発事故を通じて本県の子どもたちは、みんなが支え励ましあって人類が体験した事のない苦難を乗り越える貴重な体験をしたんです。この体験を通して得た人間の力を信頼し、支え合う社会を作ることの大切さを学んだと思います。新たに競争の原理を持ち込み、子供たちを点数で分断することは決して教育的ではないと思います。

新たな福島県学力調査は中止すべきと思いますが、県教育委員会の考えを伺います。

教育長

お答え致します。

福島県学力調査につきましては、児童生徒一人ひとりの学力や学習状況の実態を把握分析し、課題に応じた指導改善を行っていく上で必要であると考えております。

宮本県議

大熊町の教育長が退任のインタビューで、算数・国語よりも心のケアが大事だと指導してきたと述べていたことは極めて印象的でした。新学期始まりの4月に、2つの学力調査を行うことがどんなに子供と教職員を苦しめることになるか、想像できない県教育委員会は現場を知らないのではないかと思います。

福島県の子供たちが抱える特別の困難を、県教育委員会はどう認識しているのか伺います。

教育長

お答え致します。

本県の子どもたちが抱える特別の困難については、もちろん重大な問題がありますし、スクールカウンセラーを始めですね、そこには最優先で手当てをしていかなければいけないと思います。また、一方こういう苦勞を抱えている子供たちだからこそ、そこに教育の大きなチャンスもあるものかと思っております。苦勞を教えてもわからない苦勞を

ですね、身をもって体験していること、その上にこそ真の学力が身につくのかなというふうに考えおりますので、心のケアはもちろん最優先で取り組んで参りますが、学力の向上にもしっかりと取り組んで参ります。

四、避難地域住民の健康対策について

次に移ります。

国は避難者の早期帰還の政策をとっていますが、避難指示解除の要件は年間追加被ばく線量が20ミリシーベルト以下で決して低い線量ではありません。労働安全衛生法における放射能管理区域基準値をはるかに上回る地域で毎日生活しなければならない住民に対して、国は被ばく線量管理を行っておらず自己責任にされています。今後帰還困難区域の一部で避難指示解除が行われようとしているだけに、健康に対する無関心は許されないと思います。

避難指示解除区域に帰還した県民の被ばく管理を国が責任をもって行うよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

保健福祉部長

お答え致します。

帰還した県民の被曝線量につきましては、国の財源によるホールボディカウンター検査や、個人線量計の配布などにより、被ばく線量を把握できる機会を提供してまいりました。今後とも放射線の健康影響に対する県民の不安解消に必要なこれらの財源確保を国に求めてまいります。

宮本県議

基本的な自己管理というこの立てつけは変わらないんです。だから国が責任を持つように求めているわけで、改めてこれは要望しておきたいと思います。

五、避難地域の復興について

次に入ります。

復興期間後半となる復興・創生期間の復興政策の中心にすわったのが浜通り復興の原動力と位置付けられたイノベーション・コースト構想です。しかし、肝心の被災住民が

復興の議論やまちづくりにどうかかわっているのかは見え、避難者は置いてきぼりにされたと感じています。まちづくりの主体は住民でなければなりません。

県の復興ビジョン検討委員会の座長を務められた鈴木浩先生は、避難者の意見を聴く車座会議を今も続けているが、避難者の意見は単純に類型化できないとも述べておられ、帰還するか否かの二者択一の単線ではない支援が必要だと強調されています。

福島復興再生協議会を含めて、住民意見を反映する仕組みの構築が求められていると思いますが、県の考えを伺います。

企画調整部長

お答えいたします。

福島復興再生協議会については、復興経済産業環境の3大臣の出席のもと、知事、県会議長、市町会長、町村会長のほか、商工会議所や農業協同組合など県内の各団体の代表が参画し、地元や団体の意見を踏まえ復興に向けた取り組みについて協議が行われているところでもあります。今後も地元の意見を丁寧に聞きながら復興推進してまいりたいと考えております。

宮本県議

2014年6月のイノベ構想研究会の報告書は「一番ご苦労された地域が、一番幸せになる権利がある」と述べました。しかし一方では、「帰還しない意向を示している方が多い。イノベ構想を進める地域は多くの研究者や関連産業従事者が移り住んでくる住民を積極的に受け入れ、帰還住民と一体で地域の活性化を図っていくことが必要」としています。つまり復興は帰る人と新たに町にやってくる人で行えばよいということです。

福島12市町村の将来像に関する有識者検討会の提言は、イノベ構想を含む各種の取り組みによって、震災前に行われた人口予測を上回る回復の可能性もあるとまで述べています。

県は、福島12市町村の将来像に関する有識者検討会で示された将来人口について、福島イノベーション・コースト構想の推進により達成できると見通しているのか伺います。

企画調整部長

お答え致します。

避難地域 12 市町村の将来人口はさまざまな要因の影響を受けるものでありますが、1 人でも多くの方に帰還いただき、また新たな人口流入させるためにも、産業基盤の回復が必要不可欠であり、福島イノベーションコースト構想はその大きな力になるものと考えております。

宮本県議

イノベ関連事業は、すでに檜葉町の遠隔技術開発センターいわゆるモックアップ施設、ロボットテストフィールドなど一部供用開始されました。

檜葉遠隔技術開発センターの開設に伴い、新たに勤務することになった職員の数をお聞かせください。

危機管理部長

お答え致します。

同センターの職員数につきましては、約 50 名と聞いております。

宮本県議

今お答えあったように、モックアップ施設で 50 人、ロボットテストフィールドはまだ常駐体性もないということです。イノベ構想でどれだけの人口流入が見込めるかは未知数だということです。事故前に居住していた住民を抜きにして地域の真の復興はありません。

帰還する方も、すぐには帰還できない方も、地域復興の担い手とする復興政策が必要だと思いますが、県の考えを伺います。

避難地域復興局長

お答え致します

これまで帰還者に加え、避難者の方々にも防犯、見守り、コミュニティ移住を始めとして、地元の復興の取り組みを担って頂いております。今後も福島の今を伝える情報提供を行い、故郷との絆を維持していただくとともに、復興交流拠点等の整備を進め、祭りやイベント交流人口拡大ツアーの実施など、帰還者や避難者等の多様な交流の場を創出し、多くの担い手の協力を頂きながら、復興再生に全力で取り組んで参ります。

宮本県議

浜通りの復興について、避難地域とはいっても、そこに生活していた住民、避難者という言葉がなかなか出てこない。人が復興の中心に座っていないから、戻らない人は視野に入らず、復興まちづくりの主体にも位置付けられない。それでは町の復興は実現できないのではないかと思います。知事が言う現場主義というのは、避難者は入らないということなんでしょうか。

避難者支援を打ち切り、被災地の復興も中央主導で進める背景には、原発事故を起こした国の責任放棄があります。

原発事故は人災と指摘した国会事故調査委員会の厳しい指摘にもかかわらず、国会や国による事故原因の究明は放置され、原発事故関連裁判の4つの一審判決も国と東電の責任を認めましたが、県は係争中のことにはコメントしないとする立場を取ってきたのです。

原発事故による国の加害責任について、県はどのように認識しているのか伺います。

危機管理部長

お答え致します。

福島第一原発事故につきましては、国会や政府の事故調査委員会報告書、東京電力の報告書を踏まえると、津波に対する備えが不十分であったことにより起きたものと認識をしており、原子力安全規制を一元的に担う国においては、事故の当事者であるとの自覚のもとに、福島の復興再生に対して責任をもって対応すべきと考えております。

宮本県議

つまり東電の津波対策が不十分であったという加害責任は当然とるべきだという立場ですよね。それを確認してよろしいですか。

危機管理部長

お答え致します。

各種事故調査の報告書を踏まえますと、津波に対する備えが不十分であったということで、原子炉を冷却する機能が失われたというふうに考えております。国におきましては事故の当事者として福島の復興再生に責任持って取り組みを求めて参りたいと考えております。

宮本県議

加害責任が明確であれば、県民は被害者です。被害者の県民のこの苦しみ、ここにもっと寄り添った県政こそ求められている。このことを厳しく指摘をしておきたいと思えます。

六、再生可能エネルギー先駆けの地にふさわしい取り組みについて

次に移ります。

日本国内はもとより、地球規模での異常気象の主たる要因が、地球温暖化によるものと指摘されておりまして、温暖化対策は待ったなしです。

世界的には脱石炭開発が流れとなる中で、福島県が IGCC 型とはいえ、県内に石炭火発を増設することは人類存亡の課題に逆行します。

福島で発電された電力の消費地が首都圏であるため、県内 CO₂の排出量にはカウントされないのが心が痛まないということなのでしょう。膨大な量の CO₂を排出する石炭火発を推進しつつ、表向きは再エネ先駆けの地を目指す。このスローガンは欺瞞に満ちていると思えます。

地球温暖化対策に逆行する石炭火力発電を推進する県の姿勢は道義的に許されないと考えますが、県の考えを伺います。

企画調整部長

お答え致します。

県内で設置が進められている石炭ガス化複合発電につきましては、従来の石炭火力に比べ発電効率が高く、二酸化炭素の排出削減が図られるなど、本県において開発が進められた将来の発展が期待される技術であります。引き続き、環境にもしっかりと配慮しながら計画が進められていくものと認識しております。

宮本県議

福島原発事故を踏まえて、原発からの撤退を決断したドイツでそれを決めたのは倫理委員会でした。新しい火発からどれだけの CO₂が廃止されるのかをどの部署に聞いても試算していないと、ここに私は福島県の倫理観の欠如が具体的に現れていると思うんですけれど、いかがですか。

企画調整部長

お答え致します。

先ほど申し上げましたけれども、石炭ガス化複合発電につきましては、本県で開発の進められた、二酸化炭素の排出量が20%削減されるなど、環境に配慮された世界最新鋭の発電方式であります。また石炭ガス化複合発電を含む化石燃料による電力は、社会経済システムを支える安定電源としての役割や、天候により変動の大きい再生可能エネルギーのバックアップ電源としての役割を果たしているものと考えております。

宮本県議

再エネを推進するにあたっては、並行して検討すべきは環境との共生、地域主導、住民参加型にすることです。共産党県議団が4月に視察した長野県飯田市は、地域循環の再エネ推進の独自の条例をつくっています。地域で作られる再生可能エネルギーは、地域住民共有の財産と位置づけ、生み出される利益も地域に循環させることを徹底する考え方です。再エネの導入により生み出された利益を県外に流出させず、出来る限り県内に留めることが再エネ推進を図る上で必要と考えます。

そこで地域主導型の再生可能エネルギー導入を推進すべきと思いますが、県の考えを伺います。

企画調整部長

お答え致します。

再生可能エネルギーの推進につきましては、地域が主役となった事業を推し進め、地域の活性化につなげていくことが重要であり、県内企業や県民の参加による導入促進、売電収益を活用した地域貢献の仕組みに基づく取り組みなどを進めているところであります。引き続き地域主導の再生可能エネルギーの更なる推進に取り組んでまいります。

宮本県議

本県の再エネは県外資本、そして海外資本が相当入ってきているんですね。そこをしっかりと現実を見て、取り組みを進めていただきたいと思います。

2016年12月時点の全国的な再エネの電源別割合を見ると、風力発電は約7%ですが、本県は同時期で12.5%と2倍近くになっています。風力発電はひとつの計画が大規模と

なり、環境への負荷も大きくなるという特性があり、いわき市等で大規模風力発電計画に地域住民から反対の声が挙げられています。

資源エネルギー庁は、再生可能エネルギーの推進にあたり、企画立案の段階から住民合意を得るための努力を事業者に求める風力発電に係るガイドラインの見直しを本年4月に行いました。環境アセス法の手続きでは、事業計画が初めて公式に明らかにされるのが配慮書ですが、住民説明の義務付けはありません。

そこで環境影響評価手続きの配慮書の段階から、住民説明会を開催するよう求めるべきと思いますが、県の考えを伺います。

生活環境部長

お答え致します。

環境影響評価法では、配慮書段階での住民説明会の開催についての規定はありませんが、手続きを行うにあたって事業者から相談等があった場合には、地元の意向を踏まえ住民等に対し丁寧な対応を行うよう求めています。

宮本県議

そこをしっかりとやらせるための仕組みをつくるべきだということなのですが、その点についてはいかがですか。

生活環境部長

お答え致します。

先ほどご答弁させていただきました通り、法律では環境配慮書を段階での準備説明会について義務付ける規定はございません。県と致しましては手続きを行うにあたりまして、事業者から相談があった場合については、地元の意向を踏まえまして、住民等に丁寧な対応を行うよう、引き続き助言をして参りたいと考えております。

宮本県議

これはもう要請だけではダメだということでそういう提起をしておりますので、検討してください。

農地を耕作しながらソーラー発電を行うシェアリング方式による再エネ発電は、非常に有効だというふうに言われております。そこで農地を活用したソーラーシェアリングの取り組みについて、市町村や農家を支援すべきと思いますが、県の考えを伺います。

農林水産部長

お答え致します。

農地を活用したソーラーシェアリングは、農業収入と売電収入により安定した農業経営を目指すものであり、先月末時点で69件の農地転用を許可しております。引き続き、再生可能エネルギーのFIT額が下がっている状況も踏まえた採算性への助言、農作物の栽培技術の助言等の支援を行ってまいります。

宮本県議

まだ件数が少ないと思うんですね。ですからこの推進に向けては、こういう仕組みがあるということも含めて、しっかり周知徹底を図っていただきたいという要望を申し上げて終わります。

以上